

9. 義務を怠ると

法律で定められた再商品化の義務、帳簿の記載・保存義務等を怠ると罰則が適用されます(法第46条、法第48条)。さらに、容器包装廃棄物の排出抑制促進措置及び定期報告に関して、容器包装多量利用事業者が義務を怠った場合も、罰則が適用されます(法第46条の2、法第48条)。

また、必要に応じて、事業や再商品化の状況についての報告の徴収(法第39条)、帳簿や書類などの立入検査(法第40条)を実施することがあります。

特定事業者の行為	罰 則
再商品化義務を履行しなかった場合 (指導・助言→勧告→公表→命令を経て罰金が科せられます)	100万円以下の罰金
帳簿の記載をしない、虚偽の記載をする、帳簿を保存しない場合	20万円以下の罰金
容器包装廃棄物の排出抑制の促進の状況が、判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分である場合 (勧告→公表→命令を経て罰金が科せられます)	50万円以下の罰金
定期報告書を提出しなかったり、虚偽の報告をした場合	20万円以下の罰金
報告を求められた時、報告しなかったり、虚偽の報告をした場合	20万円以下の罰金
立入検査を求められた時、拒んだり、妨げたりした場合	20万円以下の罰金